

社会福祉法人 福田会

週次報告書

2023年7月4日 / Vol. 048



ご支援総額

2023年6月22日までの寄付総額

122,580,335 円

寄付金使用総額

3332982.97 zł (約9999万円)

6/19(月)～7/2(日)の期間中の寄附金使用額

31278.31 zł (約94万円)

6月19日(月)～7月2日(日)の支援活動

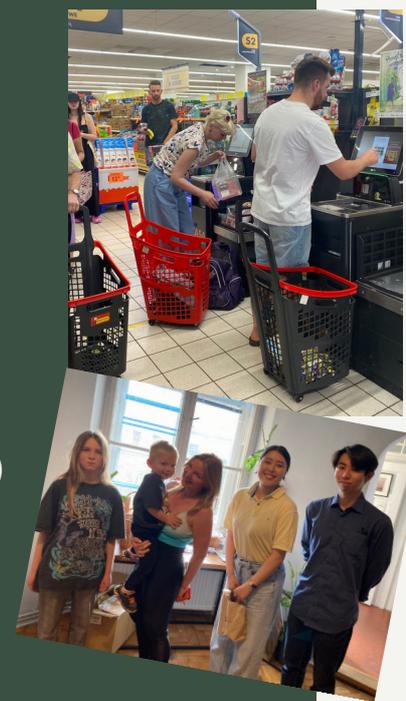
食材支援 (毎週金曜日)

一人あたり50złの予算を設け、1週間分の昼食用食材の購入を支援。

6月23日(金) 27家族が参加 合計 3574.00 zł (約11万円)

6月30日(金) 28家族が参加 合計 3746.22 zł (約11万2千円)

6月末で留学を終え帰国するボランティアに、お別れの挨拶をしに来た子ども(写真右下)



ミサンガ作り (週二回)

日本の支援者の方へお渡しするお礼の品として、避難民の方と週2回のミサンガ作りを実施。

参加者の積極的な参加により、これまでに作成したミサンガの合計が5000本を超えた。

これらのミサンガは7月上旬に日本に届けられる予定。



今後の新支援活動

ITビジネス言語 ポーランド語研修

7月4日(火)から8月17日(木)まで、独立行政法人国際協力機構（JICA）の後援のもと、ワルシャワに滞在しているウクライナ避難民100名を対象に、ITビジネス言語のポーランド語研修を実施予定。

ワードやエクセル、ワードプレスなど、目的に応じた10種類のコースが用意されている。

IT業界は人材が不足しており、給料水準が高く、場所を選ばず勤務出来るため、IT業界を志すウクライナ避難民にとって、非常に需要の高い支援となっている。

現地の動向

ポーランドでは、新型コロナウイルスはもはや脅威ではなくなった

ポーランド共和国法律ジャーナル(ポーランド法の公布に関する唯一の公式機関)は、アダム・ニエジエルスキ保健大臣による、新型コロナウイルスによるポーランドにおける流行脅威状態の解除に関する政令を発表した。

政令は7月1日に施行され、この流行脅威状態の解除により、ポーランドに住む多くのウクライナ人にとっても、いくつかの影響がもたらされる。

具体的には、パンデミック（世界的大流行）および流行脅威状態の間に、国内ビザまたは一時滞在カードの有効期限が切れた者で、同期間中はポーランドでの滞在が合法とみなされたために、その後に滞在許可申請をしなかった者を指す。

この政令施行前に発行されたビザおよび滞在許可証は、在留期間が2023年7月1日から自動的に30日間延長され、新たに申請する滞在許可証の申請期限も同期間延長される。

つまり、流行の状態が解除された日から30日以内（2023年7月30日まで）に滞在許可証（在留カード）を申請する必要がある。さもないと、そのような人々のさらなる滞在は違法とみなされる。

2022年2月24日以降にポーランドに滞在しているウクライナ人は、ウクライナ特別法により法的な滞在が保証されているため同政令の影響を受けないが、2月24日以前にポーランドに渡航して来たウクライナ人は、滞在許可証の申請が必要となる。